

平成23年4月5日

被災地に支援者を派遣されている関係団体 御中

「生活支援ニュース」の避難所への配布協力のお願い

東北地方太平洋沖地震においては、支援者の派遣等の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当省においては、今回の東北地方太平洋沖地震で被災された皆様向けに、健康維持や生活支援、仕事探しなどのための情報を掲載した「生活支援ニュース」を発行し、避難所等の存在する市町村の役場、現地の災害対策本部、一部の大きな避難所にお送りすることにいたしました。

一方、この「生活支援ニュース」は、全ての避難所等に配達できている訳ではなく、また、交通事情等によっては現時点では必ずしも予定しているところに届かない可能性もあり、現地の支援者・行政関係者等の方に、避難所等への配布の御協力をお願いしている状況であります。

貴団体から派遣されている支援者の方におかれても、支援活動の拠点等で、この「生活支援ニュース」の入っているバッグを見かけた場合には、是非とも携行していただき、他の避難所等に行かれた際にこのニュースを配布いただくなど、1人でも多くの被災者の方に「生活支援ニュース」をお届けするためにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、今後、この「生活支援ニュース」は、当面、週1回程度の頻度で発行していく予定です。もし、独自の活動拠点をお持ち等で、配布のご協力いただける場合は、次回発行分以降、その活動拠点にも送付させていただきますので、送付先住所（宛名）・部数（50部×何セット）をご連絡いただければ幸いです。

以上



Press Release

報道関係者各位

平成23年4月5日

【照会先】

大臣官房総務課広報室

矢野 高行、北田 義博(内線 7986)

大臣官房総務課わかりやすい文書支援室

坪 三明、増田 克彦(内線 7138)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)3040

被災された皆様のための情報を掲載した

「生活支援ニュース」の発行、避難所等への配布開始

厚生労働省では、今回の東北地方太平洋沖地震で被災された皆様向けに、健康維持や生活支援、仕事探しなどのための情報を掲載した「生活支援ニュース」を発行、避難所等へ配布することといたしましたので、お知らせいたします。

このニュースは、被災地の市町村役場、現地の災害対策本部、一部の大きな避難所などに送付しており、これらを拠点としている支援者・行政関係者等に携行いただき、避難所等に行った際に配布いただいたり、コミュニケーションツールとして使用いただくことで、1人でも多くの被災者の方々にこのニュースをお届けしようと考えて発行したものです。概要は下記の通りです。

記

1. 配送先

(1) 今回(第1号)は、岩手県・宮城県・福島県の避難所の存在する市町村の役場や、現地の対策本部、一部の大きな避難所などに配送。

※交通事情等によっては、現時点で必ずしも予定しているところに届かない可能性あり。

(2) 今後、交通事情等を踏まえ、逐次、配送先を変更したり、他県への配達拡大等を検討していく予定。

2. 発行頻度

当面は週1回程度の頻度で発行していく予定。

案内文 (送付物に添付)

平成23年4月5日(火)

被災者、支援者、行政関係者等のみなさまへ

厚生労働省から「生活支援ニュース」をお届けします。

東北地方太平洋沖地震では、多くの市町村が甚大な被害を受け、地域にお住まいの皆さんも大変なご苦労をされていることと存じます。心よりお見舞い申し上げます。

このたび、厚生労働省では、被災された皆さんの健康維持や生活支援、仕事探しなどのための情報をお届けすることになりました。

このニュースが、少しでも皆さんのお役に立てれば幸いです。

《このバッグには、以下のものが入っています。》

- 生活支援ニュース 50部
… 避難所のなるべく多くの皆さんで、読んでください。
- 生活支援ニュースの掲示用大型ポスター 1部
… 避難所の目立つところに、貼ってください。
- ボールペン 10本
… 筆記具にお困りの方が、使いください。

《被災地の支援に入られている方々や、行政関係者の皆さんへ》

支援に入られている方々や、全国の行政関係者の皆さんのが、被災地の支援等に日々取り組まれていることに、心より敬意を表します。

この「生活支援ニュース」第1号は、避難所の存在する市町村の役場や、一部の大きな避難所(概ね約300人規模以上)などにお送りしています。すべての避難所等に送ることができている訳ではありません。また、交通事情等によっては、現時点では必ずしも予定しているところに届かない可能性もあります。

役場や大規模避難所等においてこのニュースの入っているバッグをお受け取りになった支援者・行政関係者の方におかれでは、お手数ですが、可能であれば、是非とも携行していただき、他の近隣避難所等におられる1人でも多くの被災者の方々にも、このニュースをお届けいただければ幸いです。 以上

発行日: 平成23年(2011年)4月5日(火)

配布・掲示日: 月 白()

厚生労働省

生活支援ニュース 第1号

「避難所で生活されているみなさんへ」

東北地方太平洋沖地震では、多くの市町村が甚大な被害を受け、地域にお住まいのみなさんも大変な苦労をされていることと存じます。心よりお見舞い申し上げます。このたび、厚生労働省では、被災されたみなさんの健康維持や生活支援、仕事探しなどのための情報を「生活支援ニュース」としてお届けすることになりました。このニュースが、少しでもみなさんのお役に立てれば幸いです。

みんなのまわりに、且や耳の不自由な方や、身のまわりの状況が加齢には把握しにくい、といった方はいらっしゃいませんか?

年少したちは幼稚園や保育園で暮らすことが多く、身のまわりの状況が把握しにくいのが一般的ですが、耳の不自由な方には、音楽を聴くことや、音楽を楽しむなど、音楽の人の生活を必要とする方に、対応として手話などを教わっています。

◎もぐじ

健康のために	ここでの健康のために気をつけること 即席マスクの作りかた からだの健康を守るために気をつけること	P2 P2 P3~P4
医療・介護支援について	保険医療をはじめとした施設 介護サービスの利用について 後災地性風の終活代・介護料削減の負担について	P5 P5 P5
配達が必要な方へ	身の不自由な方 耳の不自由な方 発達障害のある方	P6 P6 P6
生活支援について	生活費の算定料金について	P7
しごとの支援について	ハローワークなどの相談窓口について 雇用調整助成など特別な支援策について	P8 P8

P1

●健康のために

ここでの健康のために 気をつけること

からだの健康はもちろんですが、ここでの健康も大切です。避難先では顔なじみや居る相手を見つけ、困ったことがありますれば、ひとりでかえ込む前に相談してみましょう。眠れないときでも、猫になるだけで、からだもここも休めることができます。

おわりの人が不安を感じているときは

- そばに寄り添い、安心してもらえるようにしましょう。
- 団でいることがあるかもしれません。相談に乗っておけましょう。
- 利手の目を見て、ゆっくりと話しましょう。

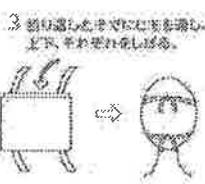
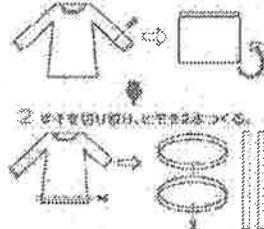
子どもが不安を感じているときは

- 子どもをひとりにせず、安心・安寧感を持たせてあげましょう。
- 抱っこや体をささなど、スキンシップを堪やしましょう。
- 赤ちゃん連れ、ねがままなどが出てもしっかり受け止めてあげましょう。
- 深呼吸を飲食を終り見ると、不安な気持ちが強くなることがあります。そのような場面を子どもに見せすぎないように、大人が配慮しましょう。

即席マスクの作りかた

感染症を防ぐため、マスクはできるだけ頻繁に交換することが大切です。いちばん簡単な方法で簡単に作ることのできるマスクをご紹介します。

1. 竹を切り替えて折り曲げて、こねるする。



*できるだけ清潔な衣服をご使用ください。

感染症支援サイトの「ひよより発動」URLはこちら ⇒ <http://www.olive-focus.jp>

P2

●健康のために

からだの健康を守るために気をつけること

避難生活をおくるうえで、病気にならぬために大切なことを以下にまとめました。

1 生活・身のまわりのこと

トイレで体調を崩さないために	トイレが不洁でいたり、汚れていて使いたくないなどの理由で、食事や水分を控え、トイレに行く回数を減らさうとする方が少なくありません。しかし、トイレをがまし飛行すると、脱水症状や尿路感染、さらに重い膀胱炎の危険性が高まります。そうなる前に、水分をとる必要があります。
飲み水であるがまごわさないために	飲み水を濾してくみ渡さしたまには、濾過された日野を含んでおりません。しかし、西北なまの水は生活用水などにし、飲み水としては使わないようにしましょう。
食べ物であるがまごわさないために	下痢の前にきれいな水で手を洗うのがいちばんですが、本が消毒できない場合、手消毒用の消毒アルコールがあればそれを使うようにしましょう。
身のまわりを清潔に保つために	腸連鎖球菌などは、便を飛ばす後にそのまま飛ぶようにします。下痢や嘔吐などの症状がある人は、食べ物を取り扱う作業をしないようにしましょう。

2 病院の予防

感染症を防ぐために

一般化感染予防に
ならないために

エコノミークラス
症候群にならないために

体力低下を
防ぐために

- 熱や咳などの症状がある場合はマスクをしてましょう。
- 下痢や嘔吐の症状がある場合は、水分補給と手洗いを心がけましょう。可能なら医師の診察を受け、入院など、避難所とは別の場所での療養を検討しましょう。
- 飛をもつ場合は、そこから確実に離れるまでそれがあります。放置せず、手洗いを受けるようにしてください。
- 咳みがきが十分など、口の中に痰が聚積し、感染症になる危険性が高くなります。毎日、痰をみがきましょう。できないときは、「よくぶくうがい」をしてましょう。
- 入れ歯の手入れも大事です。寝る前には入れ歯を外し、必ず手でみがきましょう。
- 入れ歯をなくしたり落してしまったら、早めに避難所の担当者に相談しましょう。虫が付いたときもがまんせずに相談しましょう。
- 室内や車内など狭いの脱ぐない場所では、マスクや布袋を使ったキャンプ用コンのなどを使わないようにしましょう。これらは、換気には注意して使いましょう。
- 同じ部屋を移す際は、波打や軽い体温などで体を温めましょう。
- 水分をたっぷりと飲もう。ただし、アルコールやコーヒーは、飲んだ以上の水分が体の外に出てしまうため、避けましょう。
- 体を温め付けるために、ゆったりした服を着ましょう。
- 服装を心がけましょう。
- 靴の痛みや、足が痛む、膝くなる、むくむ、といった症状が出了した場合は、早めに避難所の担当者や医療に相談してください。
- 活動が弱った人、脚筋が弱くなったりしないよう、体を鍛えましょう。
- 身のまわりのできることは、なるべく自分を行いましょう。みんなで行う作業にも参加しましょう。

排泄や便器上の不洁があれば、避難所の衛生管理や家庭衛生にご用心ください。

●医療、介護支援について

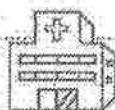
**保険証がなくても、
病院で診てもらえます。**

避難するときに保険証(被災地登録証)をなくしてしまった場合でも、全国の病院で診療や治療が受けられます。病院の窓口で、「名前」「生年月日」「住所」「勤務先名」「現在の連絡先」などをお伝えいただければ大丈夫です。地図の後に他の市町村に移った方も、同じように受診できます。



**介護サービスも、まだ要介護認定を
受けていない場合でも利用できます。**

まだ要介護認定を受けていない人や、認定の有効期限を過ぎている人でも、サービスを利用できます。お近くの市町村にご相談ください。認定を受けてはいるものの、介護保険証をなくしてしまった場合も、市町村の窓口に「名前」「生年月日」「住所」を書かなければ大丈夫です。



**被災された方は、
診察代や介護利用料がかかりません。**

被災地にお住まいでお困りの方は、医療機関や介護施設、介護事業所に申し出ていただければ、診察代や介護サービス利用料(自己負担分)を支払う必要はありません。

●障害が必要な方へ

**まわりの人のお手伝いが
必要な方やそのご家族へ**

避難所の担当者に「どのような支援が必要か」をお伝えください。
お困りのことがあれば、次の連絡先へご相談ください。

目の不自由な方 東北関東大震災視覚障害者支援対策本部

日本 電話: 090-1704-0874 (毎日)
FAX: 03-5291-7886
東京府内 電話: 090-1704-2448 (毎日)
FAX: 019-606-1744
宮崎県 電話: 090-1704-0437 (毎日)
FAX: 022-219-1542
福島県 電話: 024-531-4950 (火~日 9:00~17:00) FAX: 024-534-0522

耳の不自由な方 東日本大震災聴覚障害者支援中央本部

日本 電話: 03-3268-2847 (9:00~18:00) FAX: 03-3267-3445
東京都内 電話: 019-601-2020 (月~金 10:00~16:00) FAX: 019-601-2021
茨城県 電話: 022-293-5531 (9:30~18:30) FAX: 022-293-5532
福島県 電話: 024-522-0681 (土 9:00~17:30) FAX: 024-522-0681

発達障害のある方 発達障害者支援センター

東京都内 電話: 019-601-2115 (月~金 9:00~17:00)
福島県 電話: 022-376-5396 (月~金 9:00~16:30)
仙台市 電話: 022-375-0110 (月~金 8:30~17:00)
福島県 電話: 024-951-0352 (月~金 8:30~17:00)
宮城県 電話: 029-219-1222 (月~金 9:00~17:00)

障害のある人への思いやりを

大勢の人が出入りする避難所生活は、誰にとっても落ち着かないものです。特に、環境の変化の影響を受けやすい発達障害者や認知症の方については、まわりの人が十分に気を配る必要があります。ご家族へも、「気にしないで」となど声をかけてあげてください。

P5

●生活支援について

**当面の生活費を
無利子でお貸しします。**

被災された方へ、さしあたっての生活費を10万円(※特別な場合は20万円まで)お貸しします。地図の後に他の市町村に移った方も、避難先の社会福祉協議会へお申し込みください。

[対象:被災世帯]

貸付上限: 10万円以内(※特別な場合は20万円以内)

借期間: 1年内は返済なし

償還期限: 借期間経過後2年以内

貸付利子: 無利子

連帯保証人: 不要

※特別な場合

●ご家族に亡くなった人がいる場合

●ご家族に要介護者がいる場合

●4人以上のご家族の場合

●ご家族に乳幼児、妊娠婦、学校に通う子どもがいる場合で、特に社会福祉協議会会長が認めたとき

生活費の貸し付けについては、お近くの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

●しごとの支援について

**ハローワーク、労働基準監督署などの
相談窓口にご相談ください。**

ハローワークでの「震災特別相談窓口」の設置や避難所への出張相談で、被災されたみなさんの支援に取り組んでいます。勤め先が休業してしまった、社宅・寮付きの仕事を探している、別の地域で就職したい、内定を取消された…など、なんでもご相談ください。また、都道府県労働局や労働基準監督署の「震災相談窓口」では、労働条件、安全衛生、労災補償、労働保険などについて、ワンストップで相談を受けていただけます。

**事業を休業・廃止せざるをえない
場合には特別な支援策があります。**

震災の影響で事業を縮小せざるを得ない場合、事業や雇用の見直し、賃金、休業手当が支払われるかどうかについて、事業主と従業員で相談し、確認してください。

事業主が従業員の雇用を守るために休業させ、従業員に休業手当を支払った場合、その2/3(中小企業は4/5)を助成する雇用調整助成金があります。被災地では支給要件を緩和していますので、ぜひご活用ください。

震災で事業が停止し、給料が支払われない場合には、従業員の方は離職していくても失業給付が受けられます。災害救助法の指定地域にある事業所が震災により事業を休業し、従業員が一時的に離職しなければならなくなった場合にも、失業給付が受けられます。

勤めていた会社が倒産して終科や退職金が支払われない場合には、団体年金に代わって、その一部を立て替えて支払われる制度が利用できます。

雇用調整助成金や失業給付についてはハローワークへ、未払い賃金の立て替え払い制度については労働基準監督署へお問い合わせください。

P6